

京都市土地利用の調整に係るまちづくりに関する条例（以下「条例」という。）第6条の規定による届出がありましたので、条例第7条第1項の規定により、当該届出書の内容を公告し、公衆の縦覧に供します。

なお、当該届出書の内容については、縦覧期間満了の翌日から起算して1週間を経過する日までに、京都市に意見書を提出することができます。

平成23年4月14日

京都市長 門川大作

1 条例第6条において規定する開発事業者の氏名及び住所

京都東山ホスピタリティアセット特定目的会社 取締役 シーモア・ダニエル  
東京都千代田区丸の内三丁目1番1号

2 開発事業に係る区域の土地の地名地番及び面積

京都市東山区東大路通渋谷下る妙法院前側町447-1他  
約20,300平方メートル

3 開発事業に係る主な用途

ホテル

4 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市都市計画局都市企画部都市計画課

5 縦覧期間及び時間

平成23年4月14日から平成23年5月10日まで（ただし、土曜日、日曜日及び  
休日を除く。）

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

6 条例第8条第1項に規定する意見書の提出期限

平成23年4月14日から平成23年5月17日まで

（注）上記意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び届出書の内容についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提出してください。

（都市計画局都市企画部都市計画課）